

2025年大阪・関西万博推進本部医療衛生部会
第2回衛生分科会

○日 時 : 令和5年7月4日(火) 10:00～11:00

○場 所 : 大阪市役所 地下1階 第2共通会議室

○出席者・配席 : 別紙のとおり

○議 題 :

1. 2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱(案)について【資料1】
2. 食品衛生対策及び環境衛生対策の概要について【資料2】
3. その他

(分科会 案)

2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設（以下「関係施設」という。）の衛生を確保し、並びに食品衛生及び環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的とする。

(実施項目)

第2条 前条の目的を達成するため、博覧会の会場（以下「会場」という。）の内外における食品衛生及び環境衛生対策として、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 関係施設に対する監視指導並びに検査
- (2) 会場内の関係施設に係る食中毒及び苦情（食品衛生及び環境衛生に関するものに限る。）発生時の調査並びに措置
- (3) 関係施設の事業者等に対する食品衛生及び環境衛生に関する知識の普及啓発
- (4) 関係施設における自主衛生管理の推進
- (5) その他、食品衛生及び環境衛生上必要と認められる事業

(会場衛生監視センターの運営)

第3条 会場内における前条の事業を実施するため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）により会場内に設置される会場衛生監視センターを運営する。

(会場衛生監視センターの業務)

第4条 会場衛生監視センターにおいて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 食品衛生関係業務

- ア 食品衛生法その他の食品衛生関係法令に基づく監視指導
- イ 食品衛生関係施設における自主衛生管理の推進
- ウ 食品衛生法及び食品表示法の規定による食品等の収去及び検査
- エ 食品衛生法の規定による食中毒調査
- オ その他食品衛生に関すること

(2) 環境衛生関係業務

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく監視指導
- イ 興行場法に基づく興行場施設に対する監視指導
- ウ 水道法に基づく専用水道又は簡易専用水道施設に対する監視指導
- エ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導
- オ そ族昆虫対策業務
- カ 環境衛生関係施設における自主衛生管理の推進
- キ その他環境衛生に関すること

(関係機関との連携)

第5条 第2条の事業の実施に当たっては、必要に応じて博覧会協会その他の関係機関と連携するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に基づく食品衛生及び環境衛生上の対策を実施するために必要な事項については、衛生分科会が定める。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における食品衛生対策

〔食品衛生及び環境衛生対策要綱〕

（要綱（分科会案））

第1条 目的

第2条 実施項目

- (1)食品衛生関係施設に対する監視指導並びに検査 (2)会場内施設に係る食中毒及び苦情発生時の調査並びに措置
(3)関係事業者等に対する食品衛生に関する知識の普及啓発 (4)自主衛生管理の推進

：

（１）食品衛生関係施設に対する監視指導並びに検査

- 会場内の食品衛生関係施設に対する監視指導
- 会場内で販売される食品の検査
- 会場外の食品衛生関係施設への監視指導の強化

（２）会場内施設に係る食中毒及び苦情発生時の調査並びに措置

- 食中毒発生時の対応
- 食品苦情（異物混入、腐敗変敗等）対応

（３）関係事業者等に対する食品衛生に関する知識の普及啓発

- 会場内の関係事業者や来場者に対する食中毒予防の啓発及び関係事業者に対する食品衛生講習会
- 会場外の関係事業者に対する食品衛生講習会

（４）自主衛生管理の推進

- 食品衛生関係施設に対するHACCPに沿った衛生管理の推進

- 上記内容を盛り込んだマニュアルを作成し、対象施設や事業内容を明確にする。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における検査等（食品衛生）

- 会場で調理提供される食品及び会場で販売される食品等について収去検査を実施するとともに、施設のふき取り検査を実施する。
- 愛知万博での実績を参考としつつ、海外から輸入した食品等の収去検査を検討する。

（参考）愛知万博時における検査実績

	検査対象品	検体数	検査項目		実施機関	
			細菌検査	理化学検査	監視センター	衛生研究所
1	会場内飲食店での調理提供品	290検体	細菌数、E.coli、大腸菌群、黄色ぶどう球菌 ※細菌数、E.coliについては公定法により実施 ※E.coli、大腸菌群、黄色ぶどう球菌についてはフィルム状乾燥培地により実施		○	—
2	会場内飲食店で提供されるアイスクリーム類	19検体 ※全てソフトクリーム	細菌数、大腸菌群 ※公定法により実施		○	—
3	加工食品	17検体		食品添加物（タール系色素）	○	—
		38検体		上記以外の食品添加物	—	○
4	清涼飲料水	10検体	大腸菌群	重金属	—	○
5	種実類	2 検体		アフラトキシン	—	○
6	輸入食品	5 検体		放射性物質	—	○

	スタンプ培地*	ATP	計
件数	1,132	249	1,381

* 1 か所につき、細菌数、大腸菌群、E.coli、黄色ぶどう球菌の4項目を乗じた数

万博会場内における監視指導等（食品衛生対策）

具体的な取り組み内容	今後の対応	必要な物品等（想定）
食品衛生関係施設に対する監視指導	・ 営業許可施設及び届出施設の事前相談、許可等 ・ マニュアル等の作成 ・ 講習会の資料作成、講習会の実施 （対象：会場内事業者） ・ 開催期間中の監視指導、収去等検査、事業者等に対する食中毒予防の啓発	（営業許可・届出） ・ 営業許可申請・届出案内用のリーフレット等の印刷 （監視） ・ ポケットーク ・ 携帯電話 ・ デジタルカメラ ・ 放射温度計 ・ 白衣、帽子等 （収去） ・ 冷蔵冷凍庫 ・ クーラーボックス ・ 計り、採取器具 ・ 検査機関への検査費用（検査機関との調整） （検査） ・ フードスタンプ ・ インキュベーター ・ 滅菌機 ・ ATPチェッカー（消耗品を含む。）・消毒用アルコール ・ 検査台、洗浄シンク、ドライワゴン等 （講習会・啓発） ・ 各種リーフレット、テキスト作成（印刷費） （食中毒・苦情） ・ 糞便採取容器 ・ ふき取り用資材 ・ 採取器具（袋・カップ等を含む。） ・ 実態顕微鏡等
会場内で販売される食品の検査 （食品表示等）	・ マニュアル等の作成 ・ 開催期間中の監視指導、収去検査	
食中毒発生時の対応	・ 対応マニュアルの作成 ・ 開催期間中の事業者等に対する食中毒調査	
食品苦情（異物混入、腐敗変敗等） 対応	・ 対応マニュアルの作成 ・ 開催期間中の事業者等に対する調査	

万博会場外における監視指導等（食品衛生対策）

万博に関連する食品関係施設への監視指導の強化	・ マニュアル等の調整・検討・作成 ・ 講習会資料作成、講習会の開催 ・ 食品関係施設の監視指導	必要に応じてATPチェッカー等を整備 （講習会） ・ 会場の確保と案内（会場費＋郵送料） ・ テキスト作成（印刷費）
------------------------	--	--

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における環境衛生対策

〔食品衛生及び環境衛生対策要綱〕

（要綱（分科会案））

第1条 目的

第2条 実施項目

- (1)環境衛生関係施設に対する監視指導並びに検査 (2)会場内施設に係る苦情発生時の調査並びに措置
(3)関係事業者等に対する環境衛生に関する知識の普及啓発 (4)自主衛生管理の推進

（1）環境衛生関係施設に対する監視指導並びに検査

- 特定建築物、興行場、水道施設及び宿泊施設に対する監視指導
（衛生状態の確認、帳簿書類の備付、空気環境測定（特定建築物、興行場）、水質検査（特定建築物、水道施設））
- 会場内で販売される物品に応じて、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査や監視指導
- そ族昆虫に係る、防除方法等の指導（生息状況調査を含む。）

（2）会場内施設に係る苦情発生時の調査並びに措置

- 環境衛生に関する苦情が寄せられた際の対応
- 水質異常等の緊急時の対応

（3）関係事業者等に対する環境衛生に関する知識の普及啓発

- 会場内の特定建築物等（3,000㎡未満を含む。）の建物管理者等に対する講習会
- 会場外の宿泊施設の管理者等に対する講習会
- 各種啓発チラシの作成

（4）自主衛生管理の推進

- 環境衛生関係施設に対する自主点検表等による衛生管理の推進

- 上記内容を盛り込んだマニュアルを作成し、対象施設や事業内容を明確にする。
- 監視指導及び検査の計画については、会場内施設の状況が明らかになった後、詳細な計画を作成する。

【検査項目については、過去の万博の実績を参考に検討する（次ページ参照）】

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における検査等（環境衛生）

- 会場パビリオン（3,000㎡以上の建築物）を対象に、空気環境測定を行う。6月～9月の期間においては、ホルムアルデヒドについても測定の対象とする。
- 給水末端における残留塩素濃度の測定だけでなく、雑用水等におけるレジオネラ属菌等の検査を実施する。
- 会場内で販売される商品によっては、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査を実施する。（H2年、大阪花博で実績あり。）

（参考）愛知万博時における検査実績

	検査	検査 件数	検査項目
1	空気環境 測定	376件	195件：空気環境（温度、相対湿度、気流、CO、CO ₂ 、浮遊粉じん、照度） 181件：ホルムアルデヒド
2	水質検査 （雑用水）	73件	残留塩素濃度、pH値、臭気及び外観（色、濁り）、大腸菌、レジオネラ属菌 54件：建築物に付随するもの 19件：屋外にある水景設備
3	ウォーター クーラー	20件	一般細菌数、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物（随時、残留塩素濃度）
4	池の噴水	4回	一般細菌数、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、レジオネラ属菌
5	冷却塔	8件	レジオネラ属菌
6	中央式給湯	－	一般細菌数、大腸菌、鉛、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、レジオネラ属菌

万博会場内における監視指導等（環境衛生対策）

具体的な取り組み内容	今後の対応	必要な物品等（想定）
特定建築物・興行場に対する監視指導	- 事前相談、パビリオンの許認可等 - マニュアル、監視計画等の検討・作成 - 講習会の資料作成、講習会の開催 （対象：会場内事業者） - 開催期間中の監視指導	（監視） - ポケットーク - 携帯電話 - デジタルカメラ （検査） - 空気環境測定器（6項目＋ホルムアルデヒド） - 遊離残留塩素測定器（DPD試薬含む） - 水温計 - 照度計 - 試薬 - クーラーボックス - 検査機関への検査費用（検査機関との調整）
水道対策（立入検査の実施）	- 事前相談、届出相談 - マニュアル、監視計画等の検討・作成 - 開催期間中の監視指導	
会場内販売物品に対する監視指導 （家庭用品の規制に関する法律）	- マニュアル、監視計画等の検討・作成 - 開催期間中の試買検査・監視指導	
そ族昆虫類に係る相談対応	- マニュアル、監視計画等の検討・作成 - 生息状況調査（開催期間前、開催期間中） - 啓発チラシの作成、事業者への啓発	（生息状況調査） - ライトトラップ機材一式 （啓発） - 各種チラシ作成（印刷費）

万博会場外における監視指導等（環境衛生対策）

宿泊施設への監視指導	- マニュアル、監視計画等の検討・作成 - 講習会の資料作成、講習会の開催 - 宿泊施設の監視指導	（講習会） - 会場の確保と案内（会場費＋郵送料） - テキスト作成（印刷費） （検査） - 遊離残留塩素測定器（DPD試薬含む） - 水温計 - 照度計 - 試薬 - クーラーボックス - 検査機関への検査費用（検査機関との調整）
------------	---	--